

静岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第27号

静岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

静岡県動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年静岡県条例第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 動物 人が飼養又は保管（以下「飼養等」という。）をしている動物で、<u>哺乳類</u>、<u>鳥類</u>又は<u>爬虫類</u>に属するものをいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>第26条第1項</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>(動物愛護管理員)</p> <p><b>第17条</b> 知事は、法第24条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）及び第33条第1項の規定による立入検査、第10条第1項及び第2項の規定による犬の収容及び立入り、前条第1項の規定による立入調査及び質問<u>その他動物の愛護及び管理に関する事務</u>を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 動物 人が飼養又は保管（以下「飼養等」という。）をしている動物で、<u>哺乳類</u>、<u>鳥類</u>又は<u>爬虫類</u>に属するものをいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>第25条の2</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>(動物愛護管理員)</p> <p><b>第17条</b> 知事は、法第24条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）、<u>第24条の2第3項</u>、<u>第25条第5項</u>及び第33条第1項の規定による立入検査、第10条第1項及び第2項の規定による犬の収容及び立入り、前条第1項の規定による立入調査及び質問<u>その他の動物の愛護及び管理に関する事務</u>を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行の日（令和2年6月1日）から施行する。